

外国為替取引規程集



目次

勧誘方針	2
外国為替取引約諾書	3
オンライン取引規定	6
プライバシーポリシー	9

勧誘方針

私たちは、「挑戦と規律」を合言葉に、投資家保護を実践し、高度に洗練されたマーケティングを目指します。

私たちは、外国為替証拠金取引の持つリスクを十分に理解し、お客様にもご理解いただけるよう努力を怠らず、金融商品としての規律を保っていくことに努めます。

私たちは、常にお客様と相互理解を深め、ともに歩む姿勢を貫き、長く厚い信頼関係を築くことに努めます。

私たちは、お客様ひとりひとりの投資経験や運用スタイルに合わせながら、無理のない最も適切な投資方法をご案内します。

私たちは、お客様の誤解を招くことのないよう、正確な情報提供に努めます。

私たちは、勧誘の要請をされていないお客様に対して、訪問・電話による勧誘は一切いたしません。

私たちは、お客様の信頼に応えるべく、関係法令・商品の知識習得に努めます。

以上

2006.3.14

株式会社 マネースクウェア・ジャパン

外国為替取引約諾書

(用語の定義)

第1条 外国為替取引約諾書(以下「本約諾」という)において、以下の用語はそれぞれ各号に定める意味を有するものとします。

(1)「外国為替取引」とは、本邦通貨と外国通貨間又は外国通貨間の交換又は売買取引を言います。この時の交換比率若しくは売買の値段を「外国為替相場」若しくは「外国為替レート」又は「取得価格」と言います。外国為替取引には、以下に示すとおり、「現物取引」と「差金決済取引」があります。

(2)「現物取引」とは、外国為替取引において、所定の期日に売買対象通貨を互いに受渡する(現物受渡しをする)ことにより決済を了する取引のことを言います。私(当法人)が貴社と行なう「現物取引」とは「両替」又は「受渡」のことを言います。

(3)「差金決済取引」とは、外国為替取引において、取引証拠金を積付することによって、所定の期日に(現物の受渡しでの)決済を了せず、決済日を延長する(ロールオーバー)ことによって当初契約の権利を保持し、この権利の反対取引(転売又は買戻し)を行なうことによって、権利を相殺し、双方の決済を行なった結果発生した差益金額のみを受渡することにより決済を了する取引を言います。通常私(当法人)が貴社との間で行なう店頭デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)とは、この「差金決済取引」により行なわれます。

(4)「取引証拠金」とは、私(当法人)が外国為替取引を行なうために貴社に積付する証拠金のことを言います。

(5)「証拠金率」とは、証拠金必要額を計算するために貴社において使用する比率を言います。

(6)「証拠金必要額(内ポジション分)」とは、差金決済取引及び外国為替証拠金取引の際に必要となる取引証拠金のうち、取引が成立したポジション(外国為替の持高、新規注文が成立した後、決済するまでの当該取引)を保有するための必要となる取引証拠金を言います。

(7)「証拠金必要額(内評価分)」とは、外国為替証拠金取引の際に必要となる取引証拠金のうち、既に登録されている新規の指値及び追指値注文が成立したと仮定した場合に必要となる証拠金を言います。

(8)「証拠金必要額」とは、「証拠金必要額(内ポジション分)」と「証拠金必要額(内評価分)」を合計したもので、現在のポジション並びに新規指値及び追指値注文をそのまま有効にしておくための必要となる証拠金を言います。

(9)「評価差益」とは、現在レートあるいは評価レートと、持っているポジションの取得価格との差額で算出される差益金額を言います。

(10)「時価高」とは、現金決済口座受取前差益及び評価差益を加減した金額を言います。取引口座の純資産額に相当する金額です。

(11)「現金高」とは、積付した金額と実現差益(口座受取前差益が受渡日をむかえたことにより現金化された売買差益)及びスワップ(取引対象通貨の金利差により発生する金利相当)を加減したものを言います。

(12)「口座受取前差益」とは、反転売買を了し発生した差益のうち、決済した日から受渡日までのまだ現金高に反映されていない、売買差益を言います。

(13)「自動ロスカット」とは、相場変動によって生ずる損失を抑制することを目的として、事前の通知なしに、私(当法人)の判断において、強制的に、未決済ポジションの全部を決済されることを言います。自動ロスカットは、維持率(時価高÷証拠金必要額(内ポジション分))が貴社の指定する割合を下回った場合に執行されます。

(リスクと自己責任)

第2条 私(当法人)は、次の各号に掲げる内容を確認いたします。

(1)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等は、通貨の価値の変動により多額の損失を被る危険を伴うこと。また、外貨建ての積付金及び利益金については、為替レートの変動によりその円換算ベースの価値が変動すること。

(2)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等は、積付金(取引証拠金を含む)貴社に積付した金銭(以下同じ)以上の取引が可能なため、場合によっては積付金以上の損失を被る可能性があること。

(3)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等は、外国為替市場の状況によっては、私(当法人)の保有するポジションを決済すること、あるいは新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。また、貴社が提供するシステム(以下「貴社システム」という)の障害時は、一切の注文が受け付

けられない場合があること。

(4)スプレッド(売値と買値の差)は通常より異なり、また、年末年始国内外の祝祭日など市場の機能が低くなる場合や、通貨当局の市場介入、天変地異、戦争等による相場の急激な変動が生じた場合は、スプレッドが通常より広がる可能性があること。

(5)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等は、貴社の経営・財務状況・政治・経済・金融情勢などの変化によって貴社並びに貴社が注文を発する金融機関の信用状況の悪化により、私(当法人)が損失を被ることがあること。

(6)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等は、インターネットを利用して取引を行なう際私(当法人)、貴社及び通信事業者等の通信機器故障、通信回線の障害、ハードウェア、ソフトウェア等の障害により取引に支障が出る場合があること。また、インターネットを利用した取引であっても、配達されるレートが、遅延及び重畳による影響等により、実勢と乖離したレート提示となり、当該提示レートにより成立された取引が無効とされる場合があること。

(7)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等は、通貨の価値の変動等により、自動ロスカットが執行されて損失を被る可能性があること。また、その損失の額が積付金の額を上回る可能性があること。

(8)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等から発生する私(当法人)の貴社に対する債権は、貴社に対する一般の債権と同様に取扱われること。

(9)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等に関する私(当法人)の貴社に対する債権の充当となる金額は、原則として貴社の定める方法によって算出した貴社の財産から分別して管理されること。

(10)私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等において、私(当法人)の口座残高の状況によっては、すでに受主されている取引が貴社の裁量によって取り消される場合があること。また、自動ロスカット等により未決済ポジションの全部を強制的に私(当法人)の判断において決済される場合があること。

(11)前各号に記載されたリスクは一般的なものであり、全リスクを排除したものではありません。

2 私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等において、貴社が私(当法人)の名前とお客様ID等、貴社に登録されているものとの一致をもって本人確認の了りになった取引については、いかなる理由があろうと、私(当法人)の判断において処理されることに同意します。

3 私(当法人)は、貴社との間で外国為替取引等を了すに当たり、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」その他の法令等規則を遵守するものとします。

(適用法)

第3条 本約諾は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

(取引証拠金の取扱)

第4条 私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引等の差金決済取引に係る取引証拠金については、以下によるものとします。

(1)新規の外国為替取引等を行なうときまでに、貴社の定める取引証拠金率により算出された証拠金必要額以上の額の金銭を、取引証拠金として、貴社の定める方法により、貴社に積付します。

(2)私(当法人)が貴社に積付した外国為替取引等の取引証拠金について、貴社の定める規定により自動預金控除を必要とする場合は、私(当法人)は、貴社の定める自動預金控除以上の額の金銭を、貴社での事実を確認した日の翌営業日以内の貴社の指定する日までに、貴社の定める方法により、貴社に積付します。

(3)外国為替取引等に係る取引証拠金として私(当法人)が貴社に積付している現金の引出しについては、貴社の定めるところによります。

(4)貴社は、経営状況等の変化に伴い、取引証拠金率を変更することができることとし、取引証拠金率を変更したときは、未決済ポジションの取引証拠金に対しても変更後の取引証拠金率を適用することに同意します。

(5)外国為替取引等に係る取引証拠金として私(当法人)が貴社に積付した現金については、私(当法人)の口座残高への反映を待って取引証拠金として取り扱われることに、同意します。

(6)前各号に定めるほか、私(当法人)が貴社と行なう外国為替取引等に係る取引証拠金の取扱については、貴社の定めるところによります。

(注文の際の指示)

第5条 私(当法人)が貴社と行なう外国為替取引等の取引形態、取引通貨の種類、その他の注文の内容及び注文の執行方法については、貴社の定める規定に合致する範囲内で、私(当法人)があらかじめ指示す

るところにより行なうこととします。

2 私(当法人)は、発注に関して次の各号に掲げる内容を確認し、これに同意します。

(1)私(当法人)が買付システムを通して発注する取引は、貴社からの入力内容を受信した時点で主文の受付とされること。

(2)私(当法人)が発注する取引は、電話又は買付システムを通して行なわれるものとし、その他の手段による発注は受け付けられないこと。

(清算上の利益の引出し等の制限)

第6条 私(当法人)は、外国為替取引の変動により清算上の利益が発生した場合、その額を新たな取引の取引証拠金として預け付けを請求し得ることとします。また、時価高が証拠金を上回っている場合、現金高の額を上限としてのみ出金を求めることができるものとします。

(差金決済及び受渡し等の制限)

第7条 差金決済口座における差金決済及び現物取引における通貨受渡しの処理については、次の各号に定めるところとします。

(1)差金決済口座における転売又は買戻しによる実質利益の受渡いは、当該通貨の転売又は買戻しに係る受渡日に私(当法人)の口座内において行なわれるものとし、

(2)現物取引において、私(当法人)が支払うべき取引通貨については貴社の指定する日までに支払い、貴社私(当法人)に対して支払うべき取引通貨については、貴社の指定する日までに受領します。また、貴社私(当法人)に対する受渡代金の支払いを、通常の手続きに従って行なったにもかかわらず、受渡しが屢した結果、私(当法人)に損失又は損害が発生した場合、貴社は一切責任を負いません。ただし、当該損失が貴社の故意又は重大な過失に起因する場合は、その屢した日数に対して貴社が過半数を支払う場合があります。

(3)取引に係る金銭の受渡いは、貴社指定の通貨によります。

(決済条件の変更)

第8条 私(当法人)は、天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、貴社私と行なう外国為替取引につき、決済口座等の決済条件の変更を行なった場合は、その措置を執ります。

(為替予約制限)

第8条の2 貴社は、公的機関からの命令・指導、経済政策その他公的機関の事情により、私(当法人)の保持することのできる為替予約(ポジション)の上限を制限できることとします。

(諸取引)

第9条 貴社は、下記の変更が生じた場合、その旨の通知を私(当法人)の届出た住所又は所在地に行ないます。

(1)私(当法人)の外国為替取引に係る取引証拠金率の変更の通知

(2)私(当法人)の外国為替取引に係る重要な取引内容の変更の通知

貴社私(当法人)の外国為替取引に係る毎月末現在のポジション残高、取引証拠金の残高等を私(当法人)の届出た住所又は所在地へ、毎月1回以上報告することとします。

私(当法人)に対する通知・報告等(の通知・報告等を含みます。)については、貴社は、別途貴社が定めるところに依り、私(当法人)が指定するメールアドレスへ電子メールにてそれらを送付できること、並びにその他電子媒体にて通知できることに同意します。

(期限の利益の喪失)

第10条 私(当法人)について次の各号の事由が生じた場合は、貴社から何らの通知・催告等がなくても貴社に対する外国為替取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

(1)支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは清算手続開始の申し立てがあったとき。

(2)手形受取所の取引停止処分を受けたとき。

(3)破産手続開始決定の発令を受けたとき、又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたとき。

(4)私(当法人)の買出しに対する外国為替取引に係る債務又はその他一切の債務の何れかについて仮差押、仮処分又は差押の命令が発せられたとき。

(5)私(当法人)の買出しに対する外国為替取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押命令が発せられ又は譲渡手続の開始があったとき。

(6)外国の法令に基づく前各号の何れかに相当し得る事由に該当したとき。

(7)住所変更の届出を怠るなど私(当法人)の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の住所が不明となったとき。

(8)私が死亡したとき。

(9)私の身振の重大な低下により、私と貴社との間で生ずる外国為替取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき。

(10)私(当法人)が、貴社の業務に支障をきたす行為を行なったとき。

2 次の各号の事由の何れかの事由が生じた場合は、貴社の請求によって買出しに対する外国為替取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

(1)私(当法人)の買出しに対する外国為替取引に係る債務又はその他一切の債務の何れかについて一部でも履行を遅滞したとき。

(2)私(当法人)の買出しに対する債務(外国為替取引に係る債務を除きます。)について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押、又は譲渡手続の開始(外国の法令に基づくこれらの何れかに相当し得る事由に該当する機会を含みます。)があったとき。

(3)私(当法人)が貴社との株主又はその他一切の取引成立の何れかに違反したとき。

(4)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(支払不能又は不能となるおそれがある場合における外国為替取引等)

第11条 私(当法人)が前条第1項各号の何れかに該当したときは、貴社私(当法人)に専断することなく私(当法人)の債権において、私(当法人)が買出しの外国為替取引口座を通して行なっているすべての外国為替取引につき、それを決済するために必要な権利行使、転売、買戻し又は最終決済(以下これらを総称して「転売又は買戻し等」と言います。)を行なっても、何らの異議を述べません。

2 私(当法人)が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、外国為替取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、貴社が任意に、当該遅滞に係る外国為替取引等を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の債権において行なっても、何らの異議を述べません。

3 私(当法人)が前条第2項各号の何れかに該当したときは、貴社の請求により直ちに、貴社の指定する日までに、私(当法人)が買出しの外国為替取引口座を通して行なっているすべての外国為替取引等を決済するために必要な転売又は買戻し等の実行を、貴社に委ねます。(ただし、前項の規定により貴社が転売又は買戻し等を行なう場合を除きます。)

4 前項の日までに、私(当法人)が転売又は買戻し等の委ねを行なわず、ときは、貴社私(当法人)に専断することなく私(当法人)の債権においてそれを決済するために必要な転売又は買戻し等を行なっても、何ら異議を述べません。

5 前各号の転売又は買戻し等を行なった結果、貴社が被害を被った場合、私(当法人)は貴社に対して、当該債権に相当する金銭を直ちに支払います。

6 継承者が貴社の指定する割合を下回ったと判断された場合は、事前の届けなしに、私(当法人)の債権において、強制的に、未決済ポジションの全額を決済されても、何ら異議を述べません。

7 私(当法人)が取引証拠金を入金した場合につき、貴社の故意・過失の場合を除き、当該入金処理の遅れによりロスカットが執行されても、何ら異議を述べません。

(担保物件の処分)

第12条 私(当法人)が本約に基づき買出しに差入れる担保は、すべて、私(当法人)が買出しに対し現在及び将来において負担する一切の債務を共通担保とします。

2 私(当法人)が貴社と行なう外国為替取引に際して、貴社に対して負担する債務所定の期限までに履行しないときは、何らの通知・催告を行わず、必ずしも法律上の手続きによらず、一般に適当と認められる方法(時価・価格等により担保として差し入れている有価証券その他のものを、貴社において取戻しは必らずの上、その取戻金から諸経費を差し引き残額を法定の順序にかかわらず当該債務の弁済に充てられても異議なく、また当該弁済を充てられた結果、なお残債務がある場合は直ちに当該債務の弁済を行ないます。

(占有物の処分)

第13条 私(当法人)が貴社と行なう外国為替取引等に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合は、貴社の占有している私(当法人)の財産、有価証券等は貴社に処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取扱われることに異議はありません。

(充当の指定)

第14条 私(当法人)の貴社に対する債務の弁済を行なう場合、私(当法人)の債務の全部を消滅させるのに足りないときは、貴社は、貴社が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、

(還付基金金の支払)

第15条 私(当法人)が貴社と行なう外国為替取引等に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日(当該日を含みます。)より履行の日(当該日を含みます。)まで、貴社の定める率(再調整コスト年率14.6%)による還付基金金を支払うことに異議はありません。

(債権譲渡の禁止)

第16条 私(当法人)は、貴社の同意なしには、私(当法人)が貴社に対して有する外国為替取引等に係る債権を他人に譲渡し又は質入れいたしません。

(報告)

第17条 第10条第1項1号、2号及び3号の各号の何れかの事由が生じた場合、私(当法人)は、貴社に対して直ちに書面をもってその旨の報告をします。

(届出事項の変更届出)

第18条 貴社に届出された氏名若しくは商号、印章若しくは署名鑑、又は住所若しくは所在地その他の事項に変更があった場合、私(当法人)は、別途貴社が定めるところに従い、貴社に対して直ちにその旨の届出をいたします。

(報告書の作成及び提出)

第19条 私(当法人)は、貴社が日本国の法令又は行政機関の命令等に基づき要求される場合は、私(当法人)に係る外国為替取引等の内容その他を日本国の政府機関等に報告することに異議を述べません。この場合、私(当法人)は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力いたします。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、貴社に何らの請求をいたしません。

(一括清算ネットリング)

第20条 私(当法人)又は貴社につき、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続の申し立てがあったときは、申し立てがなされた時刻において、本総協に基づく行なわれているすべての取引が解除され、解除に伴って生じる損害賠償の請求の債権又は債務を差引計算して決済するものとします。なお、各債権賠償の債権又は債務額は、当該取引に係る外国為替取引の標準となるべき地における同種の取引であって同一の時期に履行すべきものの相場と、本総協に基づく外国為替取引に係る外国為替の価格との差額によって定めるものとします。

(取引の解約)

第21条 次の各号の何れかに該当し、又は私(当法人)が第10条で掲げる事項の何れかに該当したときは、本総協は、直ちに解約されるものとします。ただし、解約時において私(当法人)が貴社と行なう外国為替取引等の未決済額が残存する場合又は私(当法人)の貴社に対する本総協に基づく債務が残存する場合には、その決済を終了するまで当該決済に必要な限度において本総協が加えられたものとします。

- (1)私(当法人)が貴社に対し解約の申し出をしたとき。
- (2)私(当法人)が本総協の条項の何れかに違反し、貴社が本総協の解約を通告したとき。
- (3)第25条で定める本総協の変更が私(当法人)が同意しないとき。
- (4)私(当法人)が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の社会的公益を反する行為をなす者と判明し、又は貴社が疑わしきと判断した場合は、貴社が本総協の解約を通告したとき。

- (5)前各号のほか、やむを得ない事由により、貴社私(当法人)には解約の申し出をしたとき。
- 2 前項の場合において、本口座で残高があるときの処理については、貴社が所定の手続きに従います。
- 3 前項の指示をした場合に、貴社が要した実費はその都度貴社に支払います。

(免責事項)

- 第22条 次の各号に掲げる損害については、貴社に何らの請求をいたしません。
- (1)天変地異、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、通貨オプション取引の権利行使、金融の授受又は債権の決済等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
 - (2)外国為替市場の閉鎖若しくは規則の変更等の理由により、私(当法人)の外国為替取引等に係る注文に貴社が応じ得ないことにより生じる損失。
 - (3)電言又は通線の断絶、遅延等貴社の責めに帰すべき事由により生じた損害。
 - (4)所定の書類ご使用された印鑑又は署名と届出の印鑑又は署名とを相対照し、相違ないものと貴社が認めて、証拠金の出金、その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
 - (5)外国為替取引等において提示されたパスワード等と貴社の管理するパスワード等を相対照し、相違ないものと貴社が認めて、証拠金の出金、その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
 - (6)自動ロスカットの執行によるポジションの処分により生じた損害。
 - (7)私(当法人)のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、貴社のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延(貴社が故意又は重大な過失がある場合を除く。)、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、取引に關係する一切のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
 - (8)貴社が提示する外国為替レートが市場標準レートと大幅に乖離している等、明白に誤りや谷壁付と判断される等の事由により、取引の約定が取消しとなったことにより生じた損失及び損害。
 - (9)国内の休日又は貴社の取扱い時間のために、私(当法人)の注文が応じ得ないことにより生じる損害。
 - (10)国内の休日又は貴社の取扱い時間のために、私(当法人)が貴社との間で行なう外国為替取引に係る諸取引が遅延したことにより生じる損害。

(通知の効力)

第23条 私(当法人)の届出された住所又は事務所所在地に宛て、貴社よりなされた外国為替取引に関する諸取引が、転居、不在その他貴社の責めに帰せざる事由により遅滞し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(合意管轄)

第24条 本総協に基づく私(当法人)と貴社との間の外国為替取引等に関して争訟の必要を生じた場合には、貴社本店又は貴社支店の所在地を管轄する地裁を第1審の専属的管轄裁判所とすることに同意します。

(総協内容の変更)

第25条 本総協の条項中、貴社から諸否の回答期限を定めて変更の申し入れがあった場合において、私(当法人)が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、その変更が同意したものと取り扱うものとします。

(その他)

第26条 その他、本総協に記載されていないものについては「IFStyleご利用マニュアル」若しくは「M2 Directご利用マニュアル」又は「オンライン取引規定」に従うものとします。

オンライン取引規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様が株式会社マネースクウェア・ジャパン（以下「当社」といいます。）と、外国為替取引約諾書等に則り、インターネット経由で外国為替証拠金取引を行う場合に、取引の注文（以下「取引注文」といいます。）等に関する取り決めを定めたもの（以下「本規定」といいます。）です。当社とお客様は、本規定に従って、外国為替のオンライン取引契約を締結します。

第2条（サービスの利用）

お客様は、当社が別に定めるところに従い、外国為替オンライン取引を申し込むものとし、当社がそれを承諾した場合、本規定に基づいて外国為替オンライン取引を利用できます。また、利用に先立ち、当社は、お客様に対し、確認書を差し入れるよう求める事があります。

第3条（「お客様ID」「パスワード」の設定）

当社の外国為替オンライン取引システム（以下「本システム」といいます。）のご利用に先立ち、「お客様ID」「パスワード」の発行、設定をいたします。取引注文を行う際には、「お客様ID」「パスワード」が必要です。

1. 「お客様ID」「パスワード」は、お客様本人のみが使用できるものとし、第三者への開示、貸与、譲渡は禁止します。
2. 当社は「お客様ID」「パスワード」の確認をもって本人認証をいたします。提示された「お客様ID」「パスワード」と当社の管理する「お客様ID」「パスワード」を当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、取引注文を取次ぎ、その他の処理が行われたことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 「お客様ID」「パスワード」の管理はお客様の責任において行うものとします。開示、窃取、詐欺等による「お客様ID」「パスワード」の漏洩にかかわる損害について、当社は一切の責任を負いません。

第4条（法令の遵守）

本システムの利用にあたって、お客様および当社は、「金融商品取引法」「外国為替及び外国貿易法」その他の法令を遵守するものとします。

第5条（取引の利用時間）

1. お客様は本システムを利用して、終日取引注文の発注ならびに口座状況照会を行うことができます。ただし、当社が定める営業時間外（日本時間土曜日6時（米国夏時間帯は、日本時間土曜日5時）より日本時間の月曜日8時）においては、成行注文および約定執行は受け付けられません。また、週初営業時間前にはメンテナンス等により、ログインできない時間帯があります。
2. 年末・年始等の当社休業日は、本システムの利用による取引ができません。
3. システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止する事があります。

第6条（取引の種類および取引通貨）

お客様が本システムを利用して取引を行える商品および取引の種類、金額、通貨、その他の条件は、当社が定めるものとします。

第7条（オンラインアクセス可能最低預託金）

本システムの利用においては、建玉がない状態では当社の定めるアクセス可能最低預託金額以上の預託金が必要となります。この金額に満たなくなった場合には本システムの利用を停止させていただく場合があります。

第8条（取引金額の範囲）

お客様が本システムを利用して一度に取引注文を発注できる金額の上限は、「iFX Style ご利用マニュアル」又は「M2J Directご利用マニュアル」（取引要綱）記載によるものとします。

第9条（注文の受付）

お客様が本システムを利用して発注した取引注文は、お客様が注文の送信をされた後、当社がその内容を受信した時点で、注文の受付とさせていただきます。

第10条（注文執行）

1. 当社はおお客様が本システムを利用して発注した取引注文を、前条に定める時点にて受付けた後、速やかに当該注文の執行をいたします。
2. 当社は、お客様が本システムを利用して発注した取引注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなく、当該注文の執行を行いません。なお、これにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

当該注文の内容が、第5条（取引の利用時間）、第6条（取引の種類および取引通貨）、第8条（取引金額の範囲）に定める事項のいずれかに反している場合。

お客様の余剰資産が、当該注文の執行にあたり不足する場合。

当該注文が、外国為替市場（インターバンク市場）の公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。

その他、当社が取引の健全性に照らし、不適当と判断した場合。

第11条（注文・成立・取引報告書等の照会）

本システムを利用してのお客様の取引注文・成立の内容および取引報告書等は、本システム上で照会・確認していただくものとし、書面による報告はいたしません。

第12条（システムの障害）

本システムの障害、通信回線の混雑・障害等の場合は、お取引を承ることができません。ただし、iFX Style（M2Jプレミアム取扱商品）の口座をお持ちのお客様は、電話をご利用いただくものとします。

第13条（免責事項）

1. 当社は、本システムによる「お客様ID」「パスワード」の一致を確認して行った取引により生じたお客様の損害について、一切その責任を負わないものとします。
2. 当社は以下の理由により、注文が発注されない、又は誤発注、遅延したことによって生じたお客様の損害について、一切その責任を負わないものとします。

通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

天災地変など不可抗力による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

3. 前項に定める通信回線およびシステム機器は、お客様、インターネット回線接続業者（プロバイダ）、および当社のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、およびそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします。
4. 当社は、本システムでの回線の混雑を理由としての取引に関する障害について、一切その責任を負わないものとします。

第14条（サービス内容の変更）

当社はお客様に事前の通知をすることなく、本システムで提供するサービス内容を変更する事があります。

第15条（サービス利用の解除）

1. 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、催告することなくお客様のサービス利用を解除します。
 - お客様が当社所定の手続により、利用停止の申し出をされた場合。
 - お客様が本規定、外国為替取引約諾書、その他法令契約等に違反した場合。
 - その他、やむを得ない理由により、当社が中止を申し出た場合。
2. 当社は理由の有無を問わず、予め15日以上の期間を定めて通知することにより本システムを終了することができるものとします。

第16条（サービス利用の制限）

1. お客様は本システムの利用を、お客様が行う投資のためにのみ使用し、以下の目的ではご利用できません。
 - 本システムより受ける情報を第三者に開示、譲渡する目的での利用
 - 本システムより受ける情報の加工および再利用
 - お客様以外の第三者のための利用
 - お客様以外の第三者との共同利用
2. お客様の本システムでの情報利用が、通常取引の範囲を越えると当社が判断した場合、サービスのご利用を制限する事があります。

第17条（サービス利用の禁止）

当社は、お客様が本システムをご利用いただくことが不相当と判断した場合には、本システムの利用をお断りすることがあります。

第18条（準拠法、合意管轄）

1. 本規定に関する準拠法は日本国法とします。
2. お客様と当社の本システムの利用に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第19条（規定の改定）

1. 本規定は、法令等の変更、監督官庁の指示その他必要を生じた場合は、改定されることがあります。
2. 当社は、本規定の変更の際はすみやかにその内容をお客様に開示するものとします。開示は、書面または当社が運営するホームページ上で行います。

以上

プライバシーポリシー

平成18年5月16日
改訂平成19年3月13日
改訂平成19年9月21日
改訂平成20年10月9日
改訂平成21年9月21日
株式会社マネースクウェア・ジャパン
代表取締役社長 相葉 斉

株式会社マネースクウェア・ジャパン(以下、「当社」といいます)は、お客様の個人情報の重要性を認識した上で、「プライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます)を制定し、公表いたします。また、お客様のご意見等や法令等の変更に伴い、本ポリシーを必要に応じて見直し、改善に努めます。本ポリシーを改訂した場合には当社ホームページ上に掲載することにより公表いたしますので、定期的にご確認いただけますようお願い申し上げます。

(取組方針)

当社は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当社が各種業務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律や関係省庁のガイドラインをはじめとする関係諸法令等に加えて、「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JISQ15001)、本ポリシーをはじめとする当社の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

(適正取得)

当社は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。また、個人情報を直接的に取得する場合は、事前に利用目的を明確に開示して取得いたします。

(利用目的)

当社は、お客様の個人情報について、下記の当社の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲内においてのみ利用又は提供することとし、その範囲を超えて取扱いいたしません。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを防止するため、適切な手段を講じます。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いいたしません。なお、お客様が個人情報の提供をいただけない場合には、当社からの口座開設等下記サービスの提供は出来ませんのでご了承ください。

当社の業務内容

金融商品取引業務(金融商品取引の売買業務、取次業務、金融商品取引に関して付随する業務)、その他法令等により第一種金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます)

当社における利用目的

- ・当社が金融商品取引法に基づき取扱う金融商品取引等の口座開設等、金融商品やサービス等の勧誘・お申込の受付のため
- ・法令等に基づくご本人様の確認等及び金融商品やサービス等をご利用いただく資格等の確認のため
- ・金融商品取引等における継続的なお取引における管理のため
- ・金融商品取引等のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービス等の提供にかかる妥当性の判断のため
- ・業務の適切な遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・取引結果の報告や取引報告書等の発送など、お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・市場調査やデータ分析等による金融商品やサービス等の研究や開発のため
- ・お客様へダイレクトメールの発送等、金融商品やサービス等に関する各種ご提案やご案内のため
- ・提携会社等の商品やサービス等の各種ご提案やご案内のため
- ・お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・各種リスクの把握及び管理のため、その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(個人情報の委託)

当社は、利用目的の達成に必要な業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、必要な個人情報を業務委託先に提供することがあります。委託に際しましては、再委託先への監督を含め、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(第三者提供の制限)

当社は、お客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。但し、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を委託する場合、合併等の場合及び別途定める特

定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

(機微情報の取扱い)

当社は、お客様の機微情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療又は犯罪経歴等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客様の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(安全管理措置)

当社は、個人情報の重要性を常に認識し、取得及び管理するお客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい、滅失又はき損などの予防並びに是正のための適切な手段を講じます。また、お客様の個人情報を取扱う従業者や委託先について、適切に監督してまいります。

(クッキー(Cookie)について)

クッキーとは、ウェブサーバからお客様のブラウザに送信される小規模なデータのことをいい、当社のウェブサイトには、お客様のログイン管理のため、クッキーを利用しているページがあります。ウェブサーバは、お客様のディスクにファイルとして保存されたクッキーを参照することによりお客様のコンピュータを識別することができますが、これによりお客様の個人情報を特定することはできません。お客様は、ブラウザの設定により、クッキーの設定を変更してクッキーの機能を無効にすることができますが、その結果ウェブページ上のサービスの一部がご利用いただけなくなることがあります。

(アクセスログについて)

当社は、アクセス状況把握、ひいてはより良い情報サービスの提供等ため、当社のウェブサイトへのアクセスログを収集しておりますが、ここに個人を識別し得る情報は含まれておりません。

(法令遵守)

個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

(苦情及び相談への対応)

当社は、個人情報を取り扱う責任者を設置し、個人情報についての苦情及び相談について、適切に対応します。

(個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善)

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて個人情報保護マネジメントシステム及び本ポリシーを適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に努めてまいります。

(開示対象個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加又は削除等のご請求手続)

当社は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。また、当社の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただくことがあります。

開示等のお手続の詳細、ご意見等は下記までお問合せください。

「お問い合わせ先・開示等請求手続窓口」

〒104-0031

東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9F

株式会社マネースクエア・ジャパン

業務管理部 個人情報管理責任者:渡辺 03-5524-8885(直通)

受付時間 平日 午前9:00~午後5:00

以 上

URL <http://www.m2j.co.jp>

株式会社マネースクウェア・ジャパン

金融商品取引業 関東財務局長(金商)第296号
社団法人金融先物取引業協会 会員番号1507

本社(所在地)

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目5番18号 京橋創生館9F
Tel.03-5524-8880(代表) Fax.03-5524-8881